

昭和二十六年運輸省令第四十二号

海事代理士法施行規則
海事代理士法施行規則を次のように定める。

第一章 海事代理士の登録等

(心身の故障により海事代理士の業務を適正に行うことができる者)

第一条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十ニ号)以下「法」という。)第三条第五号の国土交通大学令で定める者は、精神の機能の障害により海事代理士の業務を適正に行うことができない者とする。

(海事代理士となる登録)

法第九条第一項の登録の申請をしようとする者は、別記第一号様式による申請書を、登録を受けようとするものとする。前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。

一 法第六条の証書の写し又は第六条第二項の書面の写し
二 本籍(外国人にあつては、国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。)の記載のある住民票の写し)
三 申請者が法第三条第二号から第五号までに該当しない旨の宣誓書(新たなる事務所の設置の許可)

第二条 海事代理士が法第十一条第一項の許可の申請をしようとするときは、別記第二号様式による申請書を、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長(以下「所轄地方運輸局長」という。)に提出するものとする。
(新たな事務所の設置の登録)

第三条 前条第二項の許可の申請をしようとするときは、別記第三号様式による申請書を、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長(以下「所轄地方運輸局長」という。)に提出するものとする。
(新たな事務所の設置の登録)

所轄地方運輸局長が、前項の申請書を受理したときは、法第十一条第二項の規定により許可を与えてはならない場合の外、遅滞なくこれを許可し、且つ、その旨を証する書面を交付するものとする。

(新たな事務所の設置の登録)

第三条 前条第二項の許可を受けた海事代理士は、新たに事務所を設置しようとする場所を管轄する地方運輸局長に、別記第三号様式による申請書に前条第二項の書面を添えて提出し、新たな事務所の設置の登録を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局(運輸監理部を含む。以下同じ。)の管轄区域(近畿運輸局については、神戸運輸監理部の管轄区域を除く。以下同じ。)内における新たな事務所の設置の登録を受けようとする海事代理士は、別記第三号様式による申請書を、前条第一項の許可の申請書に添付することにより、所轄地方運輸局長に提出することができる。

所轄地方運輸局長は、前項の規定により、別記第三号様式による申請書が前条第一項の許可の申請書に添付されていた場合において、前条第二項の許可をしたときは、当該許可をした後遅滞なく当該申請書に係る登録をしなければならない。

4 第一項の規定にかかわらず、主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局以外の地方運輸局の管轄区域内における新たな事務所の設置の登録を受けようとする海事代理士は、別記第三号様式による申請書を、前条第一項の許可の申請書に添付することにより、所轄地方運輸局長を経由して新たな事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出することができる。

5 所轄地方運輸局長は、前項の規定により、別記第三号様式による申請書が前条第一項の許可の申請書に添付されていた場合において、前条第二項の許可をしたときは、当該許可をした後、その旨を証する書面の写しを添えて、当該申請書を新たな事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に送付するものとする。

6 前項の申請書の送付を受けた地方運輸局長は、遅滞なく当該申請書に係る登録をしなければならない。

(変更の登録)

第四条 海事代理士が、法第十二条第一項の変更の登録を申請しようとするときは、別記第四号様式による申請書を、登録を受けている事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

所轄地方運輸局長が、前項の申請書を受理したときは、法第十二条第二項の規定により許可を与えてはならない場合の外、遅滞なくこれを許可し、且つ、その旨を証する書面を交付するものとする。

(新たな事務所の設置の登録)

第三条 前条第二項の許可を受けた海事代理士は、新たに事務所を設置しようとする場所を管轄する地方運輸局長に、別記第三号様式による申請書に前条第二項の書面を添えて提出し、新たな事務所の設置の登録を受けるものとする。

輸局長は、当該申請書、当該海事代理士名簿の登録を受けようとする海事代理士は、別記第三号様式による申請書を、前条第一項の許可の申請書に添付することにより、所轄地方運輸局長に提出することができる。

申請書を提出する際に、その金額に相当する収入印紙を当該申請書に貼り付けて納付するものとする。

第五条 法第十五条の登録料は、それぞれの登録書に添付されることにより、所轄地方運輸局長に提出することができる。

申請書を提出する際には、その登録料を管轄する地方運輸局長に送付し、当該海事代理人名簿を閉鎖するものとする。

(登録料の納付)

第六条 法第二条第二号に掲げる認定を受けようとする者は、申請書に履歴書を添え、住所を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

2 国土交通大臣は、遅滞なく前項の書類を審査し、その書類を提出した者が、行政官庁において十年以上上海事に関する事務に従事したものであつて、その職務の経歴により海事代理士の業務を行つてゐるに十分な知識を有していると認めめたときは、その者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

(資格に係る認定)

第七条 法第十三条の届出は、書面により行うものとする。

(業務廃止等の届出)

第八条 法第八条第一項の海事代理士名簿は、別記第五号様式によるものとする。

(海事代理士名簿等の閲覧)

第九条 法第十四条の規定により、前条の名簿の登記を受けるものとする。

第十一条 法第五条第二項の規定により、国土交通大臣が意見を徴する者は、それぞれ異なる地方運輸局の管轄区域内に居住する者であつて、政府又は地方公共団体の職員でないものとする。

(意見を徴する団体)

第十二条 法第五条第三項の規定により、国土交通大臣が意見を徴する者は、次に掲げるものとする。

一 一般社団法人日本海事代理士会
二 一般社団法人日本船主協会
三 日本国海運組合総連合会
四 一般社団法人日本旅客船協会

(試験の場所等)

第十一条 法第五条第二項の規定により、国土交

通大臣が意見を徴する者は、その都度告示する要事項を記入の上閲覧するものとする。

(第二章 海事代理士試験等)

第十三条 法第七条第一項の規定による受験手数料は、收入印紙をもつて納付するものとする。

第十四条 海事代理士は、他人をしてその業務を処理させはならない。但し、他の海事代理士に行わせる場合は、単に事務の補助をさせる場合は、この限りでない。

(他人に業務を行わせることの禁止)

第十五条 海事代理士がその事務所に掲出する表札には、海事代理士の事務所である旨を記載するものとする。

第十六条 海事代理士は、法第二十五条第一項の規定による業務の停止の処分を受けたときは、その停止期間中前項の表札を撤去するものとする。

(帳簿)

第十七条 法第二十二条第一項の規定による帳簿は、別記第七号様式の通りとする。

3 同一事項につき委託者が二人以上あるときは、委託者の欄の記入については、そのうちの

産業課)に、全国海事代理士名簿にあつては国

土交通省海事局総務課に出頭して、閲覧簿に所

要事項を記入の上閲覧するものとする。

(第三章 海事代理士試験等)

第十八条 法第十四条の規定により、前条の名簿の登記を受けるものとする。

第十九条 法第十四条の規定により、前条の名簿の登記を受けるものとする。

第二十条 法第十四条の規定により、前条の名簿の登記を受けるものとする。

第二十一条 法第十四条の規定により、前条の名簿の登記を受けるものとする。

第二十二条 法第十四条の規定により、前条の名簿の登記を受けるものとする。

第二十三条 法第十四条の規定により、前条の名簿の登記を受けるものとする。

第二十四条 法第十四条の規定により、前条の名簿の登記を受けるものとする。

第二十五条 法第十四条の規定により、前条の名簿の登記を受けるものとする。

第二十六条 法第十四条の規定により、前条の名簿の登記を受けるものとする。

第二十七条 法第十四条の規定により、前条の名簿の登記を受けるものとする。

第二十八条 法第十四条の規定により、前条の名簿の登記を受けるものとする。

第二十九条 法第十四条の規定により、前条の名簿の登記を受けるものとする。

第三十条 法第十四条の規定により、前条の名簿の登記を受けるものとする。

一人だけの氏名及び住所並びに他の人数を記載すれば足りる。帳簿には、月及び年ごとに当該月間又は年間に処理した事件の総件数及び報酬の総額を記載するものとする。

第十六条の二 法第二十二条第一項の規定による公衆の閲覧は、海事代理士のウェブサイトへの掲載により行うものとする。(公衆の閲覧に供することを要しない場合)

第十六条の三 法第二十二条第一項に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 海事代理士が常時使用する従業員の数が五人以下である場合

二 海事代理士が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第四章 聽聞

(聴聞に関する公示)

第十七条 地方運輸局長は、聴聞を行うに当たつては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)

第十五条第一項の通知をするほか、同項各号に掲げる項を地方運輸局等に掲出するものとする。

(関係人の参加許可の手続の特例)

第十八条 国土交通省聴聞手続規則(平成十二年総理府・運輸省・建設省令第一号)第四条第一項の規定にかかるわらず、行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請については、関係人は、速やかに、その氏名及び住所並びに当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

(聴聞調査書の閲覧の特例)

第十九条 地方運輸局長は、行政手続法第二十四条第一項の規定による請求があつたときは、何人にも聴聞調査書を閲覧させるものとする。

(補佐人の出頭許可の手続の特例)

第二十条 国土交通省聴聞手続規則第七条第一項の規定にかかるわらず、行政手続法第二十三条第一項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、速やかに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、同法第二十二条第二項(同法第二十五条後段において準用する場合を含む)の規定により通知された聴聞の期日に

出頭させようとする補佐人であつて既に受けたすれば足りる。公衆の閲覧に供することを要しない場合

に處理した事件の総件数及び報酬の総額を記載するものとする。

(公衆の閲覧の方法)

4 一人だけの氏名及び住所並びに他の人数を記載するものとする。

第十六条の二 法第二十二条第一項の規定による公衆の閲覧は、海事代理士のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(公衆の閲覧に供することを要しない場合)

第十六条の三 法第二十二条第一項に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 海事代理士が常時使用する従業員の数が五人以下である場合

二 海事代理士が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

(聴聞に関する公示)

第十七条 地方運輸局長は、聴聞を行うに当たつては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)

第十五条第一項の通知をするほか、同項各号に掲げる項を地方運輸局等に掲出するものとする。

(関係人の参加許可の手続の特例)

第十八条 国土交通省聴聞手続規則(平成十二年総理府・運輸省・建設省令第一号)第四条第一項の規定にかかるわらず、行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請については、関係人は、速やかに、その氏名及び住所並びに当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有する

ことの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

(聴聞調査書の閲覧の特例)

第十九条 地方運輸局長は、行政手続法第二十四条第一項の規定による請求があつたときは、何人にも聴聞調査書を閲覧させるものとする。

(補佐人の出頭許可の手続の特例)

第二十条 国土交通省聴聞手続規則第七条第一項の規定にかかるわらず、行政手続法第二十三条第一項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、速やかに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、同法第二十二条第二項(同法第二十五条後段において準用する場合を含む)の規定により通知された聴聞の期日に

出頭させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

附 則

1 この省令は、法施行の日(昭和二十六年六月一日)から施行する。

2 法附則第三項の規定による資格に基き海事代理士となつた者は、この省令施行の際、現に自己が法第一条に規定する業につき取り扱つた事項の記録の用に供していた帳簿を別記第七号様式に従い、適宜補正して、同様式による帳簿として使用することができる。

附 則 (昭和三十三年五月二十四日運輸省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年八月二日運輸省令第十九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年八月三日運輸省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年八月三日運輸省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年八月三日運輸省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

北海海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)及び新潟海運監理部長(東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)及

出頭させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

附 則 (昭和三十三年五月二十四日運輸省令第一三号)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一五日運輸省令第一三号)

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一五日運輸省令第一三号)

この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号)抄

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

処分に係るもの(除く。)又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。

附 則 (平成七年三月二三日運輸省令第一三号)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一五日運輸省令第一三号)

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

第一 条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十二年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年一月六日運輸省・建設省令第一号)抄

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月二七日国土交通省令第四九号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを

第一号様式（第二条関係）

省令第九七号) 抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二四年七月六日国土交通省)

附 則（令和六年一月一九日国土交通省
令第二号）抄
(施行期日)

故「六五」成既孚（《象传》：「孚惠心勿

第一条 この省令は、住民基本台帳法の一部を改
正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び
(施行期日)

基本法等の一部を改正する法律の施行の日（今和六年四月一日）から施行する。

第三回 話題の「小説」をめぐる話題

附 則（令和元年九月一三日国土交通省
令第三四号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制
限に係る措置の適正化等を図るための関係法律
の整備に関する法律（以下「整備法」という。）
の施行の日（令和元年九月十四日）から施行す
る。

附 則（令和元年一二月一六日国土交通
省令第四七号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による
行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに
行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政
手続等における情報通信の技術の利用に関する
法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和
元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通
省令第九八号）
(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行す
る。
(経過措置)

第三号様式（第三条關係）

第四号様式（第四条関係）

第五号様式（第八条関係）

第六号様式 削除
第七号様式 (第十六条、附則第二項関係)

記	本	付	回	送	出